

静岡県耐震改修促進計画（第4期・令和8～12年度）・概要版

第1章 基本的事項

1 背景と目的

- 平成23年東北地方太平洋沖地震をはじめ、令和6年能登半島地震等により、新たな課題が明らかになるとともに、本県で甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震等の切迫性は高まっている。
- 本計画は、巨大地震による被害が想定される本県で、県民の生命と財産を保護するとともに、本県の継続的な維持発展を図るため、建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進することを目的とする。

2 基本的事項

区分	内 容	
対象区域	静岡県全域	
計画期間	令和8年度から令和12年度の5年間	
対象建築物	現行の耐震基準の施行以前に建築に着手された建築物又は地震により被害を受けた建築物若しくは経年劣化が進んだ建築物	

3 想定される地震の規模等（静岡県第4次被害想定）

区分	南海トラフ巨大地震	相模トラフ沿いの地震（元禄型関東地震）
震源	駿河湾から日向灘に掛けての南海トラフに沿った領域の全部	相模トラフ沿い
規模	マグニチュード9.0程度	マグニチュード8.2程度
発生頻度	千年から数千年に1回	千年から数千年に1回
被害想定	全壊・焼失棟数：約30万棟 死者数：約105,000人	全壊・焼失棟数：約2.7万棟 死者数：約6,000人

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 現状と課題

建築物の種類	内 容
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、平成30年の89.3%から令和5年には92.8%となった。 昭和55年以前の木造住宅の所有者の約7割の世帯では、65歳以上の高齢者が家計を主に支えており、賀茂地域をはじめとした高齢化率の高い市町では、耐震化率が約70%に留まる。 特に耐震化が遅れている賀茂地域等における取組の推進が急務である。 高齢者世帯が取り組みやすい施策が必要である。
特定建築物 (多数の者が利用する建築物) (法第14条第一号)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、令和2年度末の93.2%から令和6年度末には94.8%となった。 厳しい経営状況や多額の費用負担等により、民間建築物、特に物品販売業を営む店舗、飲食店・キャバレー、ホテル・旅館など不特定多数の者が利用する建築物の耐震化が遅れている。
大規模建築物 (要緊急安全確認大規模建築物) (法附則第3条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、令和元年度末の90.0%から令和6年度末には92.7%となった。 耐震性のない大規模建築物の約6割を占めるホテル・旅館において、コロナ禍にあって経営が悪化し耐震改修費の調達が進んでいないことや、耐震改修が商品価値を高めることに繋がらないことなどにより対策が遅れている。
沿道建築物 (要安全確認計画記載建築物) (法第7条)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性不足解消率^{※1}は、令和5年1月（公表時）の15.2%から令和6年度末には26.2%となった。 伊豆半島地域は、幅員が狭い道路に古い住宅が連なっている地域特性から、耐震性のない沿道建築物の6割強が集中しており、他地域と比べて耐震化が遅れている。

2 目標

（1）基本方針

地震による住宅・建築物の倒壊から、一人でも多くの県民の命を守り、助かった命をつなぐ。

（2）数値目標（耐震化率等）

建築物の種類	第3期計画の目標(R7末)	現 状	第4期計画の目標(R12末)
住 宅	95%	92.8% (R5年末)	
特定建築物	—	94.8% (R7.3)	耐震性が不十分なものを おおむね解消 ^{※1}
大規模建築物	95%	92.7% (R7.3)	
沿道建築物	—	26.2% ^{※2} (R7.3)	50%以上 ^{※2}

※1 オオムネ解消：耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す

※2 耐震性不足解消率：「耐震性のある建築物棟数及び除却棟数」を「当初公表時の対象棟数」で除した値

（3）定性的な目標

区 分	内 容
現行の耐震性能の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準の木造建築物のうち2000年5月以前の建築物について、精密な耐震診断や必要な耐震改修を実施し安全性確保を目指す。 在宅避難や早期の事業再開のために、大地震後も継続使用が可能となる余裕のある耐震性能の確保が望まれる。 杭基礎を使用している建築物においては、建築基準法では一次設計（中小規模の地震に対する検討）しか規定していないことに留意する。 高層建築物や免震建築物は、長周期地震動により共振し被害を受けるおそれがあるため、国は平成28年に新たな考え方を示しており、これについても配慮する。
新築時の耐震性能の維持・回復	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化による耐震性能の低下が懸念されるため、定期的な調査で劣化状況を把握し、必要な対策を講じるなど適切なメンテナンスにより安全性確保を目指す。 大きな地震を受けた場合には耐震性の低下の有無を調査し、必要な耐震改修をするなどして、繰り返し地震に対する安全性確保を目指す。
屋内における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> 家具等の転倒、天井の落下に対する安全性確保を目指す。 エレベーター、エスカレーター等の建築設備の安全性確保を目指す。
屋外における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全性確保を目指す。 屋外広告物・外装材等の安全性確保を目指す。
地域における安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> 空き家及び周囲の安全性確保を目指す。 孤立予想集落について、総合的な防災対策による安全性確保を目指す。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 支援制度

建築物の種類	内 容
住 宅	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト「TOUKAI-0+（プラス）」により耐震診断及び耐震改修の事業主体である市町を支援する。 耐震診断、耐震改修といった基本的な耐震化補助については、低コスト工法の推奨を図り耐震化の加速を目指す。 高齢などによる資金不足や跡継ぎ不在のため耐震改修が難しい世帯にも取り組みやすいよう、従来からの耐震シェルター、防災ベッドに加え、部分補強などの新たな減災化メニューを追加するなどして、市町が耐震化率や高齢化率など地域の実情に応じて施策を展開できるようにする。
建 築 物	<ul style="list-style-type: none"> 特定建築物については、個別訪問等により耐震改修の必要性を丁寧に説明するとともに、特に大規模建築物については、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。加えて、耐震化が遅れている中小企業のホテル・旅館については、制度融資による利子補給への上乗せや、更に補助率の高い支援制度により耐震化を促進する。 沿道建築物については、一般建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ強く誘導する。他地域と比較し耐震性不足解消率の低い伊豆半島地域については、半島の特性として代替路が限られる等、道路閉塞が発生した場合の影響が甚大であることから、地域の実情にあった取組を促進する。

2 周知及び知識の普及等

区 分	内 容
所有者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化未実施の住宅・建築物について、ダイレクトメールや訪問等により、支援制度等を丁寧に説明し耐震化を促す。 住宅については、「最低限命を守る対策」を総合的に推進していくため、減災化も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応する。特に、耐震化が遅れている賀茂地域等においては、取組を強化する。 大規模建築物及び沿道建築物については、対象棟数が限られていることから、個別訪問等により耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討する。
その他の周知及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 現行の耐震性能の確保、新築時の耐震性能の維持・回復など定性的な目標に設定した事項について、周知啓発を行う。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、所有者の負担軽減のための施策を主体的に実施し、県はそれを支援する。